

面会に関する規定

制定日：令和 8 年 6 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保と感染対策および安全管理の観点から、適切な面会の運用を定めることを目的とする。
入院中の患者と家族等との面会は、患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、職員が適切に管理する。

第 2 章 基本方針

(基本方針)

第 2 条 面会に関する基本方針は、次のとおりとする。

- 1 患者の安静および治療を最優先とする。
- 2 感染防止および安全管理対策を徹底する。
- 3 患者および家族の心理的支援に配慮する。

第 3 章 面会の取扱い

(面会者の範囲)

第 3 条

- 1 面会者は、原則として家族またはこれに準ずる者とする。
- 2 面会者は、原則として高校生以上とする。
- 3 患者の病状、家庭事情を考慮して、医師・看護師が判断する。

(面会時間)

第 4 条 面会時間は、原則として次のとおりとする。

- 1 午後 2 時から午後 4 時までとする。※土日・祝祭日の面会希望は病棟に相談すること
- 2 面会時間は、1 回につき 15 分以内とする。
- 3 病棟の状況および流行感染症等の状況により、面会時間を変更または面会を禁止する場合がある。

(面会人数および時間制限)

第 5 条 面会の人数および時間の制限は、次のとおりとする。

- 1 1 回の面会は、原則として 3 名以内とする。
- 2 多人数または長時間の面会は、状況により制限する場合がある。

(面会受付)

第 6 条 面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 ナースステーションにて面会簿へ記入すること。

(面会をお断りする場合)

第 7 条 面会者が、次の各号に該当する場合は、面会をお断りする。

- 1 発熱、咳、下痢等の症状がある場合。
- 2 感染症の疑いがある場合。
- 3 酒気帯びの状態である場合。
- 4 医師、看護師または事務職員が不相当と判断した場合。

(感染対策)

第 8 条 面会に際しては、次の感染対策を徹底する。

- 1 面会前後の手指消毒を行うこと。
- 2 原則としてマスクを着用すること。

(面会制限の対象)

第 9 条 患者が、次の各号に該当する場合は、原則として面会を制限する。

- 1 重症室入室中である場合。
- 2 感染症患者である場合。
- 3 医師が安静を必要と判断した場合。

(特別な配慮)

第 10 条 終末期等、特別な状況においては、個別に面会対応を検討する。

(遵守事項)

第 11 条 面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 病院職員の指示に従うこと。
- 2 他の患者の迷惑となる行為を控えること（大声、長時間の滞在、無断での写真撮影等）。

第 4 章 例外的面会（例外的面会の取扱い）

第 12 条 次の各号に該当する場合は、患者の状態や必要性を踏まえ、医師または看護師長の判断により、通常の面会制限を緩和することができる。

1 看取り期（終末期）

- (1) 家族の面会は原則として制限しない。
- (2) 人数および時間については柔軟に対応する。
- (3) 感染対策（手指消毒・マスク等）は徹底する。

※状況に応じて同時入室の人数を調整する。

2 小児患者

- (1) 保護者の付き添いおよび面会は原則許可する。
- (2) 付き添いは原則 1 名（必要時 2 名まで）とする。
- (3) きょうだいの面会は、感染状況および年齢を考慮して判断する。

3 付き添いが必要な患者

- (1) 認知症・せん妄のある患者、意思疎通が困難な患者、身体的・精神的に介助を要する患者については、必要に応じて付き添いを認める。病院側が付き添いを求める場合もある。
- (2) 付き添いは原則 1 名とする。
- (3) 長時間滞在となる場合は、事前に病棟と調整する。
- (4) 感染対策を遵守する。

4 重症・急変時

- (1) 医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する。
- (2) 時間外であっても柔軟に対応する。

5 遠方からの来院者

- (1) 遠方等の事情により頻回の面会が困難な場合は、面会時間・回数の調整を行うことがある。

6 その他

- (1) 医療上または倫理上必要と認められる場合は、個別に対応する。

第 5 章 周知方法

第 13 条 本規定は、入院時の説明、院内掲示、病院ホームページへの掲載によって患者、家族等の面会者に周知を行う。

第 6 章 附則（施行期日）

第 14 条 本規程は、2026 年 6 月 1 日より施行する。